

とよなか地域子ども教室推進事業実施要綱

(目的)

第1条 とよなか地域子ども教室推進事業（以下「本事業」という。）は、放課後や週末等に、安心・安全な子どもたちの居場所を設けるとともに、地域ボランティアの参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 教育長は、第1条の目的を達成するために、小学校区（義務教育学校の前期課程を含む。）を単位として「地域子ども教室実行委員会（以下「各校区地域子ども教室」という。）」を設置し、次の活動を委託するものとする。

- (1) 放課後や週末等に週1回程度、小学生等（義務教育学校の前期課程を含む。）がスポーツや文化活動、自然体験、地域住民との交流活動等を行う。
- (2) 地域の大人が前号に掲げる活動に参画し、子どもの主体的な体験・学習活動を支援する。
- (3) 地域の実情に応じて、放課後こどもクラブや学校と連携した活動を展開する。
- (4) その他目的を達成するための活動。

(コーディネーターの配置)

第3条 本事業の実施にあたり、総合的な調整役を担うコーディネーターを配置することができる。

(安全管理員の配置)

第4条 本事業の実施にあたり、子どもたちへの安全管理体制を確保するため、安全管理員を配置するものとする。

(介助員の配置)

第5条 本事業の実施にあたり、障害のある子どもが個々の状況に応じて活動することができるよう、介助員を配置することができる。

(支援体制)

第6条 本事業の実施にあたり、各校区地域子ども教室から要請があるとき

は、教育委員会は安全管理員などを派遣するものとする。

(委託申請)

第7条 本事業の委託を希望する各校区地域子ども教室は、別に定める期間までにとよなか地域子ども教室事業実施申込書を教育長に提出するものとする。

(報告)

第8条 各校区地域子ども教室は、別に定める期間までに次の書類を教育長に提出するものとする。

- (1) とよなか地域子ども教室出納簿
- (2) とよなか地域子ども教室日誌
- (3) 支出書
- (4) 領収書

(委託金の額)

第9条 委託金の額は、毎年度予算の範囲内で教育長が定める。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年8月20日から実施する。

この要綱は、平成27年12月24日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。